# 「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」について

## 1 酒類業実態調査の概要

「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」は、酒類業界の状況、課題及び個々の酒類業者の 状況を把握するため、酒類製造者等及び酒類卸売業者(以下「酒類業者」という。)を対 象に、アンケート調査(酒類業実態調査)を行い、その集計結果を取りまとめたものであ る。

#### (1) 調査対象者

調査対象者は次表のとおりである。

		令和3年1月1日現在、酒類製造免許(蔵置場設置許可含む。)を有している全ての者						
酒類製造者等	対	なお、蔵置場については以下のいずれかの理由により設置許可を受けている者に限る。						
	象	① 輸出酒類の蔵置場						
	者	② びん詰等のための蔵置場						
		③ 果実酒集荷のための蔵置場						
		上記のうち、免許(許可)を受けている全ての酒類の品目が以下のいずれかに該当する者(製造場)						
	対 象 外	① 試験製造免許						
		② 祭し用のための免許						
		③ 休造中の免許						
		④ 調査対象期間(令和2年1月1日~令和2年12月31日)において酒類の製造に係る売上高がない						
		免許						
	対象者	令和3年1月1日現在、以下のいずれかの免許を有している者						
		① 全酒類卸売業免許						
		(販売方法に条件が付されていないものを含む。)						
酒類卸売業者		② ビール卸売業免許						
		③ 洋酒卸売業免許						
		④ 輸出酒類卸売業免許						
	対 象 外	上記のうち、その免許が以下のいずれかに該当する者(販売場)						
		① 休業中の販売場						
		② 調査対象期間(令和2年1月1日~令和2年12月31日)において酒類の卸売に係る売上高がない						
		販売場						
		③ 協同組合員等を対象とする卸売のみである販売場						
		④ 取り扱う酒類が薬用酒のみである販売場						

### (2) 調査対象期間

調査対象期間は、令和2年1月1日~令和2年12月31日とした。

なお、決算に係る項目は、法人については令和3年1月1日直前終了事業年度分、個人については令和2年分とした。また、ワインの個別調査項目(外国産ワインの輸入、ワインの移出数量等、ワインの製造状況及びワイン原料用国産ぶどうの受入状況)については令和2年4月1日~令和3年3月31日とした。

また、法人の決算に係る項目以外の項目について暦年での記載が困難な場合は、事業年度分で記入している場合がある。

# (3) 調査方法

「酒類業実態調査表」(以下「調査表」という。)を全調査対象者に配付し、調査対象者が作成・提出した調査表を、税務署においてデータ入力及び補正作業を行い、国税庁において全国分の調査表を集約し集計を行った。

(4) 調査結果

調査対象者 5,544 者のうち、4,067 者から回答があった(回答率 73.4%)。

局名				酒類製:	造者等			酒類卸	売業者			合	it	
		都道府県別	事業者数	対象者数	回答者数	回答率	事業者数	対象者数	回答者数	回答率	事業者数	対象者数	回答者数	回答率
			者	者	者	%	者	者	者	%	者	者	者	%
札	幌	北海道	107	95	82	86. 3%	186	88	72	81.8%	293	183	154	84. 2%
仙		青森	39	35	25	71. 4%	58	18	14	77. 8%	97	53	39	73.6%
		岩手	52	51	45	88. 2%	36	16	14	87. 5%	88	67	59	88. 1%
	台	宮城秋田	49 56	46 53	43 39	93. 5%	62 41	24 12	21 7	87. 5% 58. 3%	111 97	70 65	64 46	91. 4% 70. 8%
		秋 田 山 形	87	53 81	74	73. 6% 91. 4%	57	16	12	75. 0%	144	97	86	88. 7%
		福島	106	84	80	95. 2%	60	31	27	87. 1%	166	115	107	93.0%
		計	389	350	306	87. 4%	314	117	95	81. 2%	703	467	401	85. 9%
		茨 城	61	52	45	86. 5%	95	37	30	81. 1%	156	89	75	84. 3%
		栃木	52	46	36	78. 3%	81	41	33	80. 5%	133	87	69	79.3%
		群馬	41	38	28	73. 7%	59	17	11	64. 7%	100	55	39	70. 9%
関東	信越	埼 玉	59	54	35	64. 8%	221	48	20	41.7%	280	102	55	53. 9%
		新 潟	140	132	127	96. 2%	163	69	63	91.3%	303	201	190	94.5%
		長 野	189	162	141	87. 0%	126	51	44	86.3%	315	213	185	86.9%
		計	542	484	412	85. 1%	745	263	201	76.4%	1, 287	747	613	82. 1%
		千 葉	69	67	44	65. 7%	165	66	43	65. 2%	234	133	87	65.4%
		東京	139	125	61	48. 8%	1, 511	760	414	54. 5%	1, 650	885	475	53. 7%
東	京	神奈川	48	46	21	45. 7%	337	152	86	56.6%	385	198	107	54.0%
		山梨	102	96	75	78. 1%	104	64	55	85. 9%	206	160	130	81.3%
-		計	358	334	201	60. 2%	2, 117	1, 042	598	57. 4%	2, 475	1, 376	799	58. 1%
		富山石川	39 63	33 49	29 28	87. 9% 57. 1%	57 73	26 22	23 11	88. 5% 50. 0%	96 136	59 71	52 39	88. 1% 54. 9%
金	沢	石川福井	42	49 37	28	62. 2%	23	12	10	83. 3%	65	49	33	54. 9% 67. 3%
		計	144	119	80	67. 2%	153	60	44	73. 3%	297	179	124	69.3%
		岐阜	83	69	52	75. 4%	81	34	23	67. 6%	164	103	75	72. 8%
		静岡	75	63	42	66. 7%	95	46	39	84. 8%	170	109	81	74. 3%
名言	古屋	愛知	84	70	52	74. 3%	217	116	71	61. 2%	301	186	123	66. 1%
		三 重	49	42	21	50. 0%	57	32	20	62.5%	106	74	41	55. 4%
		計	291	244	167	68. 4%	450	228	153	67. 1%	741	472	320	67.8%
		滋賀	58	39	31	79. 5%	47	19	15	78.9%	105	58	46	79.3%
		京 都	82	72	57	79. 2%	138	60	38	63.3%	220	132	95	72.0%
		大 阪	62	50	42	84. 0%	482	270	197	73.0%	544	320	239	74. 7%
大	阪	兵 庫	110	94	77	81. 9%	285	129	86	66. 7%	395	223	163	73. 1%
		奈 良	49	41	35	85. 4%	49	19	15	78. 9%	98	60	50	83.3%
		和歌山	57	47	44	93. 6%	36	35	31	88.6%	93	82	75	91.5%
		計 島 取	418 28	343 24	286	83. 4% 70. 8%	1, 037	532 19	382	71. 8% 73. 7%	1, 455 61	875 43	668 31	76. 3% 72. 1%
		島根	49	43	17 30	69.8%	28	8	14 8	100.0%	77	51	38	74. 5%
		岡 山	70	43 57	51	89. 5%	60	23	20	87. 0%	130	80	71	88.8%
広	島	広島	85	74	55	74. 3%	128	58	36	62. 1%	213	132	91	68.9%
		山口	51	43	34	79. 1%	59	22	14	63.6%	110	65	48	73.8%
		計	283	241	187	77. 6%	308	130	92	70. 8%	591	371	279	75. 2%
		徳島	37	32	21	65. 6%	13	12	7	58. 3%	50	44	28	63.6%
		香川	19	15	13	86. 7%	11	11	7	63.6%	30	26	20	76.9%
高	松	愛媛	57	50	35	70.0%	21	19	12	63.2%	78	69	47	68.1%
		高知	42	42	39	92. 9%	16	16	12	75.0%	58	58	51	87. 9%
		計	155	139	108	77. 7%	61	58	38	65.5%	216	197	146	74. 1%
		福岡	100	60	55	91. 7%	313	63	49	77. 8%	413	123	104	84. 6%
福	岡	佐賀	29	24	23	95. 8%	30	6	6	100.0%	59	30	29	96. 7%
		長崎	35	27	23	85. 2%	40	11	8	72. 7%	75	38	31	81.6%
		計	164	111	101	91.0%	383	80	63	78.8%	547	191	164	85. 9%
		熊本	53 51	52 50	42 45	80. 8% 90. 0%	28	27	20	74. 1%	81	79 72	62 50	78.5%
熊	本	大 分 宮 崎	51 55	50 55	45 48	90. 0% 87. 3%	23 20	22 20	13 18	59. 1% 90. 0%	74 75	72 75	58 66	80. 6% 88. 0%
як	~	鹿児島	121	118	105	89. 0%	38	35	22	62. 9%	159	153	127	83.0%
		底 元 岛	280	275	240	87. 3%	109	104	73	70. 2%	389	379	313	82. 6%
沖	縄	沖縄	67	64	55	85. 9%	45	43	31	72. 1%	112	107	86	80. 4%
<u> </u>			3, 198	2, 799	2, 225	79. 5%	5, 908	2, 745	1, 842	67. 1%	9, 106	5, 544	4, 067	73. 4%
		- н	0, 100	2, 700	2, 220	70.0/0	0,000	2, 7.10	1,012	O7. 1/0	0, 100	0, 017	1, 007	, U. T/U

### 2 「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」の活用に当たっての留意事項

#### (1) 各表等の留意事項

- ① 「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」の公表内容については、個別に記載がある ものを除き、令和3年酒類業実態調査による。
- ② 都道府県別の集計結果については、果実酒の製造免許場に関する計表を除き、事業者の本店所在地(個人については住所地)により区分した。
- ③ 各調査項目の集計に際しては、提出された調査者の調査項目が空欄であった場合や規定外数値等が記載された場合などのデータを除外していることから、令和3年酒類業実態調査の回答者数と各集計表の事業者数等が一致しない場合がある。なお、図中の「n」は、データを除外した後の有効回答数を示している。
- ④ 各集計結果の計数は、単位未満を四捨五入しているため、図表の内容と計又は合計が一致しない場合がある。
- ⑤ 酒類製造者等と酒類卸売業者の双方に該当する場合は、売上高に占める金額が 大きい業態(売上高が不明の場合は酒類製造者等)に1者として計上している。
- ⑥ 表中の「X」は、情報を保護する観点から数値を秘匿するものである。
- ⑦ 本調査の結果は、調査対象者の任意回答を集計したものであり、他の統計調査の 結果とは必ずしも一致しない。

#### (2) 用語

「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」で使用している用語の意味は、次表のとおりである。

用 語	意味
大 企 業	次のいずれかの法人 ①酒類製造者等であって、資本金3億円超かつ年平均従業員数が300人超の法人 ②酒類卸売業者であって、資本金1億円超かつ年平均従業員数が100人超の法人
中 小 企 業	大企業以外の法人
個人事業者	個人で事業を行う者
欠損事業者	税引前当期純利益額が赤字の法人及び個人事業者
低収益事業者	税引前当期純利益額が50万円未満の法人及び個人事業者
G I 酒 類	地理的表示(Geographical Indication : GI)として指定された酒類 (注) 1 令和2年12月31日現在の指定状況は、「(参考)令和2年12月31日現在のGI指定状況」のとおり。 2 清酒のうち、「GI日本酒」は含まない。
ワイン	酒税法に規定する果実酒に該当するもののうち、ぶどう(ぶどう果汁を含む。以下同じ。)を原料とするもの
日本ワイン	国産ぶどうのみを原料として、国内で製造されたワイン (平成27年10月30日国税庁告示第18号「果実酒等の製法品質表示基準を定める件」)
本格梅酒	梅酒(酒税法第3条第21号に規定するリキュールのうち、酒類に梅を浸漬し、梅の成分を浸出させたものを含んだ酒類)のうち、梅、糖類及び酒類のみを原料とし、酸味料、着色料、香料を使用していないもの

# (参考) 令和2年12月31日現在のGI指定状況

名称			産地	指定日	,			
壱		岐	長崎県壱岐市	平成7年6月30日	蒸	留		酒
球		磨	熊本県球磨郡及び人吉市	平成7年6月30日	蒸	留		酒
琉		球	沖縄県	平成7年6月30日	蒸	留		酒
薩		摩	鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	平成17年12月22日	蒸	留		酒
白		山	石川県白山市	平成17年12月22日	清			酒
山		梨	山梨県	平成25年7月16日	ぶ	ど	う	酒
日	本	酒	日本国	平成27年12月25日	清			酒
山		形	山形県	平成28年12月16日	清			酒
灘	五	郷	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市	平成30年6月28日	清			酒
北	海	道	北海道	平成30年6月28日	ぶ	ど	う	酒
は	IJ	ま	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、 西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、 宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可 町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河 町、太子町、上郡町及び佐用町	令和2年3月16日	清			酒
Ξ		重	三重県	令和2年6月19日	清			酒
和歌山梅酒		毎酒	和歌山県	令和2年9月7日	その他の酒類			

- (注) 1 「ぶどう酒」とは、酒類の品目のうち、果実酒及び甘味果実酒であって、原料とする果実がぶどうのみのものをいう。
  - 2 「蒸留酒」とは、酒類の品目のうち、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイス キー、ブランデー、原料用アルコール及びスピリッツをいう。
  - 3 「その他の酒類」とは、「ぶどう酒」「蒸留酒」「清酒」以外の酒類をいう。